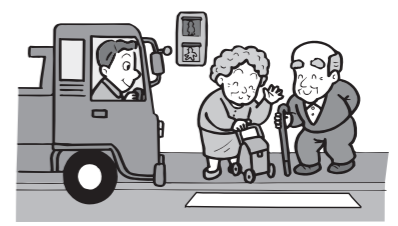


高齢者は家の近所で
交通事故に遭っています

■ 交通安全対策課



慣れた道でも油断大敵

交通死亡事故者の約4割は高齢者です。多くは自宅から500メートル圏内で事故に遭っています。

外出するときは、日頃から安全確認の意識を高く持ち、「停まっている車が急発進するかもしれない」と考えるなど、危険を予測して交通事故を防止しましょう。

他人事ではない交通事故
市内では約100人に1人が、交通事故によってけがをしています。誰もが交通事故の当事者になる可能性があります。

事故防止の心がけ
道路は信号機や横断歩道が

あるところを渡りましょう。交差点や道路を横断するときは、左右の安全を確かめましょう。

▼ドライバーは高齢者を見かけたら、スピードを落とし慎重に運転しましょう。

問い合わせ先 交通安全対策課
☎ 30・6134番、FAX 24・8517番

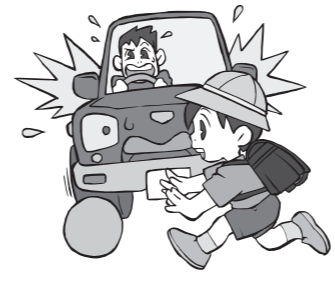
春の全国交通安全運動
4月6日(日)～同15日(火)

■ 交通安全対策課

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

- ① 自転車安全利用五則
- ② 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ③ 車道は左側を走行
- ④ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ⑤ 安全ルールを守る



⑤ 子どもはヘルメットを着用

▼ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

▼ 飲酒運転の根絶

問い合わせ先 交通安全対策課
☎ 30・6134番、FAX 24・8517番

平成25年度彦根市水道事業
事業評価報告書の公表

■ 市上下水道総務課

水道事業は、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」、同22年度に「彦根市水道事業第2期中期経営計画」をそれぞれ策定し、これに基づいて経営健全化に向けて取り組んでいます。

この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価制度を行っています。

この事業評価制度は、水道事業を彦根市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に生かすためのものです。

平成25年度中に、合計6回の委員会を開催し、同24年度事業の評価結果を「平成25年度 彦根市水道事業 事業評価報告書」にまとめました。



この評価報告書は、情報公開コーナー(市役所1階)や、上下水道部の窓口(市民会館1階)、彦根市ホームページで閲覧できます。

問い合わせ先 市上下水道総務課
☎ 22・8477番、FAX 22・4054番

■ 市議会事務局

議会報告会を開催します

市議会議員が、新年度予算や議会活動の状況を、市民の皆さんに報告します。

平成26年度の予算から、生活にかかわるものを中心に、その概要を説明します。下表のとおり市内4か所で開催します。

受付は開始時刻の30分前から行います。気軽にご参加ください。

問い合わせ先 市議会事務局
☎ FAX 22・0906番

日時	場所	担当議員
4月22日(火) 19:00～20:30	河瀬地区公民館(森堂町)	野村郁雄 徳永ひで子 辻真理子 馬場和子 安居正倫 谷口典隆
4月23日(水) 19:00～20:30	稲枝地区公民館(本庄町)	有馬裕次 西川正義 上杉正敏 赤井康彦 渡辺史郎 前川春夫
4月25日(金) 19:00～20:30	南地区公民館(甘呂町)	矢吹安子 安澤勝 北川元気 山内善男 田中滋康 八木嘉之
4月26日(土) 14:00～15:30	市民会館(尾末町)第2会議室	山田多津子 北村 収 小川喜三郎 宮田茂雄 安藤 博 杉本君江

後期高齢者医療制度のしくみ
と安定した制度で、高齢者医療を守るために

■ 市保険年金課

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置された「広域連合」が運営しています。

この制度は、75歳以上の人と、一定以上の障害により認定を受けた65歳以上の人が加入しています。

後期高齢者医療制度に加入している人(被保険者)の医療費の財源は、次のとおり国民全体で支え合っています。

- ▼ 公費 (国・県・市町が負担するお金) 約5割
- ▼ 支援金 (75歳未満の人が負担するお金) 約4割
- ▼ 被保険者が納める保険料 約1割

平成26・27年度の
後期高齢者医療の保険料

■ 市保険料課

医療費は、高齢化の進行や医療の高度化により、年々増加しています。医療費の増加は、この制度の財政を圧迫し、皆さんにご負担いただく保険料の増額につながっています。

限りある財源を有効に活用するために、適正な受診を心がけましょう。

問い合わせ先 市保険年金課
☎ 30・6112番、FAX 21・22220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎ 077・5227・3013番

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月1日(火)から保険料率を改定します(下表)。

なお、所得が低い人の保険料の均等割額(被保険者全員が等しく負担する

保険料)の軽減の範囲を拡大します。

対象者には、7月中旬に保険料額を通知します。

問い合わせ先 市保険料課
☎ 30・6145番、FAX 21・22220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎ 077・5227・3013番

医療機関にかかるときのマナー
～心がけましょう 適正受診～

- ▶ 同じ病気で、複数の医療機関を必要以上に受診するのは、できるだけ控えましょう。検査や投薬を重複して受けることにより、かえって体に悪影響を与える可能性があります。
- ▶ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、新薬と同等の効能を持ち、費用もおおむね安く済みますので、医療機関や調剤薬局で相談してみましょう。

4月からの保険料率

	平成24・25年度	平成26・27年度
被保険者均等割額	4万1,704円	4万4,886円
所得割率	8.12%	8.73%
年間保険料の上限額	55万円	57万円

例) 一人世帯で公的年金収入のみの場合の保険料額

年金収入額	平成24・25年度(年額)	平成26・27年度(年額)	(平成24・25年度との比較)
80万円まで	4,170円	4,488円	(318円増額)
153万円(所得割賦課なしの上限額)	6,255円	6,732円	(477円増額)
198万円	5万1,633円	5万5,550円	(3,917円増額)

無料相談会開催中
4月24日(木) 午後1時から
要予約お電話お待ちしております

TKC全国会 大辻税理士法人
担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

【彦根事務所】滋賀県彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432(直通)
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji-souzoku-support.com

無料 結婚相談会
結婚をお考えの方、婚活でお悩みの方、この機会に是非お越し下さい。ご家族・親御様だけのご相談もお待ちしております。
※お一組様1時間程度です。※直接会場までお越し下さい。※予約不要

4/13 ひこね市 文化プラザ 第3研修室B 10～17時
4/27 米原市 近江公民館 研修室2-2 10～17時

結婚相談所 mariesage
〒521-1125彦根市稲枝町19-1
0749-43-4225
http://mariesage.com/